

令和7年亀岡市はたちの会広告掲載募集要項

亀岡市では、令和7年亀岡市はたちの会会場であるサンガスタジアム byKYOCERA 内の大型ビジョンへ広告を掲載していただける広告主を募集します。

広告掲載を希望される方は、各事項を十分にご確認の上、お申込みくださるようお願いいたします。

〔募集の概要〕

- 1 募集案件 ※別紙1「広告レイアウト」をご参照ください。
はたちの会会場内の大型ビジョンへの広告掲載（募集3枠）
- 2 広告掲載媒体
 - ① 規 格 サンガスタジアム byKYOCERA 内 北東側大型ビジョン・南西側大型ビジョン
縦6.72m×横11.52m、カラー
 - ② 上映期間 令和7年1月13日（式典当日）
※式典は午前10時20分から開始し、広告は第1部「式典」終了後の第2部「つどい」の中で上映します。
※はたちの会当日は会場の様子をリアルタイムでインターネット配信を行う予定をしておりますので、配信の中で広告が映る可能性があります。
- 3 広告掲載規格
縦6.72m×横11.52m、カラー
静止画または動画
- 4 広告掲載料
1枠1分（2回上映予定） 5,000円

〔申込方法等〕

- 1 申込の受付期間及び方法
 - (1) 受付期間
令和6年11月4日（月）から令和6年12月6日（金）まで
 - (2) 申込方法
必要書類を持参又は郵送で、亀岡市教育委員会 社会教育課まで
（受付時間は午前8時30分～午後5時、郵送の場合は各締切日必着）
 - (3) 申込必要書類等
 - ① 令和7年亀岡市はたちの会広告掲載申込書 1部
 - ② 法人等の概要（業務内容を含む）を確認することができる書類 1式
 - ③ 広告掲載内容が分かるもの 1式
- ※広告の概要を文章等にまとめたものやコンテをA4用紙にプリントアウトして①・②と

一緒にご提出いただくか、データをメールに添付してお送りください。(動画での提出は不可)

※提出された書類で申込資格の確認が取れないときは、追加書類の提出をお願いすることがあります。①・②については必ず紙媒体でご提出ください。

〔申込資格〕

申込みに当たっては、次の各項目に該当しないことが条件となります。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者
- (2) 亀岡市暴力団排除条例(平成24年亀岡市条例第24号)第2条第4号に規定する暴力団員等に該当する者
- (3) 本広告掲載に関して、2に掲げる者から委託を受けた者

〔広告掲載基準〕

広告掲載に当たっては、次の各項目に該当しないことが条件となります。

- (1) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (2) 政治性及び宗教性のあるもの
- (3) 社会問題についての主義主張を含むもの
- (4) 個人の氏名広告に当たるもの
- (5) あたかも本市が推奨しているかのような表現のもの
- (6) 亀岡市はたちの会のプログラム内容を否定するもの
- (7) 著しく式典の品位を損なうおそれのあるもの
- (8) 人事募集に関するもの
- (9) 広告の主体及び責任の所在が不明確のもの

〔広告掲載の決定方法〕

- 1 市において、規則等に基づき、申込者の資格や広告内容の審査を行い、広告掲載の可否を決定します。
- 2 広告掲載が可となった申込者が募集枠を上回ったときは、申込者によるくじ引きにより決定します。また、申込者がくじ引きに参加できないときは、申込者に代わって市担当者がくじを引きます。

〔広告掲載決定後の流れ〕

- 1 広告掲載の決定
募集締切日から概ね2週間以内に、広告掲載の可否を決定して、申込者に対し、広告掲載決定通知書又は広告不掲載決定通知書を送付します。
- 2 広告掲載料の支払い

市が指定する納入期日までに広告掲載料のお支払いをお願いします。なお、納入された広告掲載料は、お返しできませんのであらかじめご了承ください。ただし、広告主の責に帰すことのできない事由により広告が掲載することができなかった場合はこの限りではありません。

3 広告原稿の提出

はたちの会広告掲載決定通知書を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、市が指示する期日までに広告原稿を市担当者へ提出してください。なお、広告原稿のデータ形式については、別途市担当者にご確認ください。

4 校正

校正を原則1回行います。市担当者より、日程等をお知らせの上、打ち合わせをさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

5 完成品について

広告主の方は、当日関係者席から広告の様子を見ていただくことが可能です。

〔その他〕

- 1 申込内容に虚偽があることが判明したとき、又は市が広告掲載について不適切と判断したときは、広告掲載をお断りする場合があります。
- 2 広告原稿の作成費用については、申込者（広告主）の負担となります。

<申込先・問合わせ先>

亀岡市教育委員会 社会教育課

〒621-8501 亀岡市安町野々神8番地

電話：0771-25-5054

FAX：0771-25-5513

E-mail：syakai-kyouiku@city.kameoka.lg.jp